

教高第1684号
平成28年12月21日

DPI北海道ブロック会議

議長 我妻 武 様

インクルネットほっかいどう

代表 山崎 恵 様

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

11月2日の意見交換会の確認に基づく再質問について（回答）
平成28年11月28日付けで依頼のありましたこのことについて、別添のとおり回答します。

（学校教育局高校教育課）

<p>質問項目</p>	<p>1 面接試験で評価する応答の的確さや問題解決の能力の一般的な基準と、受験者が知的障害者等である場合に、その障害の特性をどのように考慮、配慮しているのかを示すこと。 注) 本質問は、障害者差別解消法等の遵守についての確認を目的とするものである。しかし、道教委は、前回の意見交換において、「それ（評価基準）を見て今度受験する」ことを問題視しているが、問題視する理由の説明が必要である。でなければ、評価基準が恣意的、閉鎖的・不公正なものとの誤解が生じるとともに信頼性が損なわれる。</p>
<p>回答要旨</p>	<p>入学者選抜における面接の評価基準については、今後の入学者選抜事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため示すことはできませんが、障がいの有無にかかわらず、それぞれの学校が、志望動機や学習意欲、基礎知識、高校進学目的や将来の進路希望のほか、面接の応答の的確さや問題解決能力など、学校が決めた観点について、総合的に評価しております。 また、知的障がい等のある受検者に対しては、障がいの特性として一度に多くのことを伝えられると混乱する場合がありますことから、ゆっくり、やさしい言葉で、やさしく丁寧に質問するなど、入学者選抜実施要項に基づき、特別な配慮の必要性やその具体的な内容等につきまして、生徒や保護者、中学校、高等学校、関係者等で事前に協議の上、入学者選抜の目的に本質的な変更を及ぼさないことなどに留意しながら特別な配慮を行ってきたところです。</p>

<p>質問項目</p>	<p>2 高校への進学率の現状と面接試験のみの受験を踏まえて、定員内でも合格が不相当と判断される「特別な支障」について、具体的・多様な事例と、その事例を「特別な支障」と判断する理由を示すこと。 注) 前回の意見交換において道教委は、「特別な支障」とは、受験生が、受験する高校の特色等に適する能力を有しない場合であるとしている。</p>
<p>回答要旨</p>	<p>各高等学校における入学者選抜は、それぞれの学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであり、特別な支障については、各学校で入学者選抜を実施した結果、その教育を受けるに足る能力・適性等が十分でないと判定した場合などが該当するものと認識しています。 定時制課程の可否の判定については、中学校における学習や生活状況を記載した個人調査書及び学習成績一覧表に加え、面接の結果を基にそれぞれの学校が、志望動機や学習意欲、基礎知識、高校進学目的や将来の進路希望のほか、面接の応答の的確さや問題解決能力など、学校が決めた観点について、総合的に評価し、最終的に校長が判定しているところです。</p>

質問項目	<p>3 道教委が実施している高校の校長の合否判定の適否に関する監査・指導の状況と、その合否判定が不適當と判断される具体的な事例を示すこと。 注) 前回の意見交換において道教委は、後日、回答するとしている。</p>
回答要旨	<p>合否の判定は、法令や入学者選抜実施要項に基づき、中学校から提出された資料や学力検査、面接の結果等を総合的に判断して校長が行うこととなっております。入学希望者が募集人員に満たない学校において不合格と判定する場合には、その評価結果等を確認するため、高校教育課と相談するよう高等学校に求めてきており、これまで、合否の判定が不適當と判断される事例はありません。</p>

<p>質問項目</p>	<p>4 高校の入試案内・申込、受験・入学者選抜、入学式、学校生活、卒業式等における「積極的優遇措置」についての道教委の認識と知的障害等によって必要とされる具体的・多様な配慮事例を示すこと。 注) 前回の意見交換において道教委は、後日、回答するとしている。</p>
<p>回答要旨</p>	<p>積極的改善措置については、障がい種に関わらず、生徒の状態に応じて学習面や生活面等における支援や配慮を行う必要があると認識しており、特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が受検する場合には、学力検査や面接において、受検者がその力を十分に発揮できるよう、解答時間の延長や問題用紙の拡大、監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席の配置、面接の質問を分かりやすい表現に置き換えることなどの配慮を行ったり、入学後においては、授業で個別指導が必要な場合、チームティーチングを行ったり、家庭で取り組むプリント等の課題を適宜与えたりするなど、保護者の要望、障がい等の状況を踏まえた上で、特別な配慮の配慮に努めてきているところであります。</p>

11月2日の意見交換会の確認に基づく再質問

質問項目	<p>5 知的障害者に対して受験時に提供した特別な配慮の具体的な内容と合否結果に関する過去の実績を示すこと。 注) 前回の意見交換において道教委は、後日、回答するとしている。</p>
回答要旨	<p>知的障がい等のある生徒に対しては、中学校における配慮の内容や、生徒・保護者の要望等を踏まえ、学力検査において受検者が指示連絡を聞きもらった場合、監督者に質問をしやすいよう別室受検とすることや、面接の質問を分かりやすい表現に置き換えるなどの配慮を行っています。 受検者の合否の内容については、個人情報に関することであり、お答えすることはできません。</p>

質問項目	<p>6 知的障害等に応じて本人および家族等が求める配慮で、入学者選抜における本質的な変更を及ぼすと思われる具体的な事例とその理由及び代替手段として実施可能と思われる具体的な配慮事例を示すこと。</p> <p>注) 前回の意見交換において道教委は、「入学者選抜の目的」とは、受験生が受験する学校、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性を判定するとしている。</p>
回答要旨	<p>入学者選抜の目的であるそれぞれの高等学校等の教育を受けるに足る能力・適性等の判定に的確性を欠く恐れがあると判断し、配慮を行わなかった事例としては、例えば、面接日以前にあらかじめ質問用紙を渡し、それに記入して提出することや、面接時における受検者の発言の趣旨を補足説明するための介助者を配置することなどがあります。それぞれについては、面接時における書面での回答を認めることや、質問をゆっくりと丁寧に行うなどの配慮に努めたところです。</p>

質問項目	<p>7 教育を受けるに足る能力・適性と障害者差別解消法等が目的とする共生社会の実現と排除、制限、区別の是正との整合性に関する道教委の認識を示すこと。 注) 前回の意見交換において道教委は、後日、回答するとしている。</p>
回答要旨	<p>義務教育の基礎の上に高度な教育を施すことを目的としている高等学校におきましては、制度上、特別な教育課程による教育を行うことができないこととなっており、入学者選抜については、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うこととなっております。</p> <p>また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に資することを目的とする障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいのある全ての生徒が、安心して受検をし、力を十分発揮できるよう入学者選抜における特別な配慮を実施しております。</p> <p>入学者選抜においては、障がいに基づく差別、排除又は制限をすることなく、障がいのある生徒が入学者選抜を受ける機会を広く確保しており、障害者差別解消法の目的を踏まえていると考えております。</p>